

災害に伴う現場代理人等の配置等に関する特例措置について

令和4年3月28日

本市においては、平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事について現場代理人等の配置等に関する特例措置を講じていましたが、今後発生する災害に伴う災害復旧工事についても適用できるよう特例措置を定めますのでお知らせします。

記

1 主な変更点

- (1) 適用の対象を個別の災害に起因する災害復旧工事に限定せず、倉敷市が発注する災害復旧工事とします。
- (2) 現場代理人が兼任する場合の工事請負金額の合計に上限（1億5千万円）を設けます。
- (3) 現場代理人が他の工事の現場代理人又は主任技術者を兼任する場合に「災害復旧工事かどうかを問わず」としていた部分を「災害復旧工事を含む場合」に限定します。

※災害に伴う現場代理人等の配置等に関する特例措置については、倉敷市契約課のホームページ（工事・コンサル>お知らせ>「現場代理人・技術者の配置について」欄）に掲載しています。

2 施行時期

令和4年4月1日から

なお、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事について適用していた特例措置（平成30年10月15日付、平成31年1月21日付及び平成31年3月29日付の全3回）は、令和4年3月31日をもって廃止します。

倉敷市総務局総務部契約課

電話 086-426-3171

FAX 086-426-4234